

地域安全ニュース **かみ**

No.191

香美地区地域安全協会
地域安全アドバイザー 登淳賀
(南国警察署香美警察庁舎内)
☎53-1855 FAX 53-1855

昨年^{さき}の高知県の特殊詐欺被害約4,285万円!

高知県における昨年の特殊詐欺被害は前年に比べて、件数、被害額ともに減少しています。最近の特殊詐欺被害は、老若男女を問わず誰もが被害に遭う可能性が高くなっています。昨年の最も多い年齢別被害状況は、60歳～69歳の方13件、80歳以上の方5件、50歳～59歳・70歳～79歳の方、各4件でした。高知県では、架空請求詐欺が最も多く発生しています。身に覚えのない請求に関するハガキやメールがあった場合は、安易に問い合わせ先に電話などしないようにしましょう。事業所や法務省、裁判所などが『未納料金などの支払い』の名目でコンビニ等で電子マネー(プリペイドカード)を購入させることは絶対にありません。また、対策として、固定電話は常に留守番電話設定にするなどが有効です。

手口	件数	金額
オレオレ	0	0
預貯金	4	330万円
架空料金請求	14	約2,191万円
還付金	5	約689万円
融資保証金	6	約676万円
金融商品	0	0
ギャンブル	1	約133万円
交際あっせん	0	0
キャッシュカード詐欺盗	1	約266万円
その他の特殊詐欺	0	0
合計	31	約4,285万円

※令和3年の暫定値(金額は千円以下を四捨五入)。

架空請求詐欺の被害に遭わないための3つのポイント

- ① 記載の問い合わせ先等に連絡しない!
- ② 確認・相談なしでお金を支払わない!
- ③ 個人情報や暗証番号は絶対教えない!



詐欺被害の相談先は...

警察総合電話 ☎#9110
南国警察署香美警察庁舎 ☎52-0110
香美地区地域安全協会 ☎53-1855

令和かわら版

南国警察署交通課
高齢者アドバイザー 坂本扶左
☎52+0110 (香美警察庁舎)

後部座席を含むシートベルトの着用とチャイルドシートの使用を徹底しよう

シートベルトの着用効果

1. 車内での二次衝突を防止・軽減する
2. 危険な車外放出を防止する
3. 正しい運転姿勢は疲労を軽減し、動体視力等の低下を防ぐ
4. 安全運転に対する意識が向上する

ま・み・む・め・も
歩行者の習慣にしよう

まつ

車が来ていれば、通り過ぎるまで待つ

みる

横断する前、よく見て左右の安全確認

むりをしない

危険な近道よりも安全な道を

めだつ

夜間外出は反射材や明るい目立つ服装で

もう一度確認

横断中にも、もう一度安全確認

国民年金

国民年金保険料の納め忘れはありませんか?

国民年金保険料は日本年金機構から送られる納付案内書で、毎月の保険料を翌月末までに納めていただくことになっています。納め忘れがあると、将来受け取る**老齢基礎年金**の額が少なくなったり、場合によっては年金が受けられなくなることがあります。また、**障害基礎年金**や**遺族基礎年金**が受けられなくなることがあります。

口座振替を利用ください

国民年金保険料の納付には、便利で割引制度もある口座振替や、まとめて支払うことにより割引となる前納制度があります。

口座振替やクレジットカードによる前納

- 2年前納・・・4月分から翌々年3月分をまとめて4月中に納付(※1)
 - 1年前納・・・4月分から翌年3月分をまとめて4月中に納付(※1)
 - 半年前納・・・4月分から9月分までの半年分をまとめて4月中に納付
 - 10月分前納・・・10月分から翌年3月分までの半年分をまとめて10月中に納付(※2)
 - 早割制度・・・当月末の指定口座よりの引き落とし(通常は翌月末の引き落とし)により、月々の保険料が50円割引になります。
- (※1) 初めて登録する方は、**口座振替(クレジットカード)**は2月末までに申込みが必要です。
- (※2) **口座振替(クレジットカード)**の場合は、4月からの前期半年前納をご希望の方は2月末まで、10月からの後期半年前納をご希望の方は8月末までにお手続きください。

納付書前納

納付書の中から前納分の納付書を使って納付していただけますが、2年前納は4月末までに申込みが必要です。保険料は、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。

【問い合わせ先】

南国年金事務所 ☎088-864-1111
市民保険課国民年金係 ☎53-3115

森林への火入れ

森林、または森林の周囲1kmの範囲で火入れをする場合には、市の許可が必要です。許可を受けられるのは、地ごしらえ、開墾準備、害虫駆除、焼畑が目的の場合です。火入れを実施する方は、火入れの10日前までに申請してください。申請書は農林課、各支所にあります。

農林課林政班
☎52・9283

都市計画法の改正

自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける開発抑制など、都市計画法および都市計画法施行令が改正され、令和4年4月1日から施行されます。

1. **災害レッドゾーンにおける開発の原則禁止**
新たに『自己の業務の用に供する施設』の開発行為についても規制対象に追加されることになりました。

◆災害レッドゾーン区域の名称

2. **市街化調整区域の災害ハザードエリアにおける開発許可の厳格化**
市街化調整区域では開発行為が厳しく制限されていますが、目的または予定建築物等の用途を限り定められたものは一定の開発行為が可能となっています。

今回の都市計画法施行令の改正により、特例的に開発行為を認めている条例区

災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水被害防止区域

域については、原則として災害レッドゾーンおよび災害イエローゾーンを開発区域に含むことができなくなります。

◆災害レッドゾーン
上記のとおり

◆災害イエローゾーン
区域の名称
土砂災害警戒区域、浸水想定区域(洪水等の発生時に生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがある土地の区域に限る)

高知県土木部都市計画課
【問い合わせ先】

香美市駅伝競走は、新型コロナウイルスにより、開催が困難なため、中止となりました。

ご理解をお願いいたします。

【問い合わせ先】
生涯学習振興課スポーツ班
☎53・1082

香美市駅伝競走中止
建設課都市計画班
☎088・823・9849
☎53・3119